

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 武 田 敦 弘

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
上尾市大字平塚字八ツ山八六一番八地 先から同市大字上尾村字吉田一三三八 番四〇地先まで	上尾市大字平塚字八ツ山八六一番八地 先から同市大字平塚字塚越二四四一番 一地先まで	上尾市大字平塚字八ツ山八六一番八地 先から同市大字平塚字塚越二四四一番 一地先まで	区 間
三十・〇〇	七・九一〇二十・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
一二五七・〇〇	一七六三・二八	延長 (メートル)	
			備 考